

徳島飛行場の整備に関する協定

防 衛 省
国土交通省

徳島飛行場の整備に関する協定

令和7年9月24日

防衛省 整備計画局長
(公 印 省 略)

国土交通省 航空局長
(公 印 省 略)

防衛省整備計画局長と国土交通省航空局長は、徳島飛行場の整備に関し、次のとおり協定する。

- 第1条 防衛省は、国土交通省が徳島飛行場（以下、同飛行場）について、別図及び別紙のとおり拡張整備工事を行うことに同意するものとする。
- 2 国土交通省は、前項の拡張整備工事を同飛行場における自衛隊の航空機等の運用・訓練に支障のないよう実施するものとする。
- 第2条 前条の拡張整備工事の内容は別紙A欄のとおりとする。
- 2 防衛省及び国土交通省は、拡張整備工事に関し、別紙B欄に掲げる区分に応じて予算措置を行うものとする。
- 3 国土交通省が予算措置を行う拡張整備工事のうち、防衛省が支出に関する事務の委任を受けて行うものは、別紙C欄に掲げるところによる。
- 4 拡張整備工事の具体的内容、工事工程計画、工事中の運用制限、新施設への運用移行の時期等については、別途協議して定めるものとする。
- 第3条 拡張整備工事完成後の飛行場における防衛省と国土交通省との管理区分線は別図に紫色で示すものとする。

- 2 国土交通省は、拡張整備工事に伴い取得した土地、建物及び工作物であって前項により防衛省の管理区域に属することとなるもの（別紙D欄）については、防衛省が管理することが適当な財産であるため、防衛省に無償で所管換えすべく速やかに所要の手続を行うものとする。
- 3 防衛省は、第1項により国土交通省の管理区域に属することとなる土地及び工作物がある場合には、国土交通省が管理することが適当な財産であるため、国土交通省に無償で所管換えすべく速やかに所要の手続を行うものとする。

第4条 拡張整備工事実施期間中における土地及び工作物の一時使用及び工事区域の管理については、現地関係機関の間で協議して定め、所要の手続を行うものとする。

第5条 防衛省は別図に緑色で示す施設を飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和33年12月3日）第14条の規定に基づき供用することに同意するものとする。

第6条 本協定の実施の細部については、現地関係機関の間で別途協議して定めるものとする。

第7条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて別途協議して定めるものとする。

附則 平成13年7月18日付「徳島飛行場の整備に関する協定」は廃止するものとする。

(別紙)

分類	A欄	B欄		C欄	D欄	備考
	工事名	予算措置を行う省庁の区分		国土交通省から防衛省に 支出委任するもの	防衛省の管理区域に 属することとなるもの	
		国土交通省	防衛省			
土木工事						
1	埋立工事及び用地造成	○			○	排水工を含む
2	護岸工事	○			○	
3	場周道路工事	○			○	
4	場周柵工事	○			○	

